

資格関係誤りレセプトの発生防止について（お願い）

保険医療機関等の皆さまへ

次の項目にご留意いただき、資格関係誤りレセプト発生防止にご協力をお願いします。

- ① 受付窓口では必ず「被保険者証」及び「医療証」等の提示を受け、資格（有効期限）及び本人・家族の確認をお願いします。
- ② 保険資格等の変更時には、必ずカルテ及びレセコンデータの訂正をお願いします。
- ③ 「被保険者証」等からカルテ、カルテからレセプトまたは処方せんへ転記（入力）される際は、患者氏名、区分（高齢者一般・高齢者7割、未就学者等）、生年月日及び性別の誤り等がないように確認をお願いします。
- ④ 支払基金へ請求したレセプトに資格等の誤りが判明した場合は、早期に取下げ依頼を提出いただきますようお願いいたします。

大阪支部における令和2年7月～9月に取り扱った資格関係誤りレセプトの発生状況は、件数69,188件、金額14億1,491万円でした。

理由別発生状況は下図のとおり、「資格喪失後の受診」、「重複請求」及び「記号・番号の誤り」の3つの理由で多く発生しています。

特に、「資格喪失後の受診」につきましては、前回（令和2年4月～6月）より2,768件増加しています。

また、特徴としては、「その他」の比率が高く、主に公費実施機関からの「給付対象外病名」に係る診療行為等の申出となっていますので、各法取扱いの保険医療機関等の皆さまにおかれましては診療報酬等の請求の際、この点についてもご留意願います。

理由別発生状況（令和2年7月～9月）

